

## 令和4年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第6号）

令和4年6月27日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

---

### 出席議員（20名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 常世田 正 樹 | 2 番  | 伊 藤 春 美 |
| 3 番  | 菅 谷 道 晴 | 4 番  | 戸 村 ひとみ |
| 5 番  | 伊 場 哲 也 | 6 番  | 崎 山 華 英 |
| 7 番  | 永 井 孝 佳 | 8 番  | 井 田 孝   |
| 9 番  | 島 田 恒   | 10 番 | 片 桐 文 夫 |
| 11 番 | 遠 藤 保 明 | 12 番 | 林 晴 道   |

13番 宮内 保

15番 宮澤 芳雄

17番 向後 悦世

19番 木内 欽市

14番 飯嶋 正利

16番 伊藤 房代

18番 景山 岩三郎

20番 松木 源太郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市長 米本 弥一郎

教育長 諸持 耕太郎

行政改革  
推進課長 榎澤 茂

企画政策課長 柴 栄男

税務課長 向後 秀敬

教育総務課長 向後 稔

副市長 飯島 茂

秘書広報課長 椎名 実

総務課長 小倉 直志

財政課長 山崎 剛成

農水産課長 池田 勝紀

体育振興課長 金杉 高春

---

#### 事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

事務局次長 金谷 健二

---

開議 午前 10 時 0 分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（木内欽市） これより議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第9号までの8議案及び請願第1号から請願第3号までの請願3件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

---

#### ◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 菅谷道晴 登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴） おはようございます。建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

去る6月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほ

か関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第1号、主な質疑について申し上げます。

歳入について、これまでにふるさと応援基金を充当した商工費の事業実績は、また歳出について、空き店舗活用事業補助金額が大幅に増加した理由はとの質疑では、ふるさと応援基金を充当したものは、空き店舗活用事業補助金と、令和2年度、3年度は、プレミアム付商品券に充当した。また、金額が増大した理由は、この補助金の趣旨が浸透してきたことやコロナが収束している中、今まで商売をちゅうちょしていた方が動き出したタイミングに重なったことが考えられるとの答弁がありました。

また、空き店舗活用事業をこれまで採択した件数は、旧1市3町別の実績はとの質疑では、令和元年度から過去3年分の実績で全部で6件、6件のうち5件は旭地域で、1件は飯岡地域、その前は全て旭地域。旧旭市、飯岡町、海上町、干潟町で均衡ある発展を目指していきたいとの答弁がありました。

議案第4号の主な質疑について申し上げます。

農村公園は市内にどのくらいあるのか、また誰が管理しているのかとの質疑では、農村公園は松沢農村公園、鏑木農村公園、東足洗農村公園、西足洗農村広場、仁玉アメニティ公園、滝郷ため池公園の6か所あり、ほとんど地元区に管理を委託しているが、仁玉アメニティ公園は業者に管理を委託している。なお、滝郷ため池公園については、多面的機能支払交付金を活用した取組の中で地元管理を委託しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和4年6月27日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） おはようございます。それでは、文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第3号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、財産の取得につい

て、議案第7号、専決処分の承認についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号の主な質疑について申し上げます。

サッカー場の照明料について、一般と高校生以下は一律の料金かまた30分単位とした理由は、今後電気料金が上がると言われているがその辺は加味されているのかとの質疑では、照明料は一般も高校生以下も一律料金、利用者の利便性を高めるため30分当たりでの料金設定となっている。照明料の算定に当たっては、電気料金が上がっている部分も加味して算定しているとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑に対して申し上げます。

コンテナ洗浄機について、この機種を選定した理由は、また保守点検はどうなっているのかとの質疑では、選定理由では現在使用しているものと同等の能力のもので、コンテナを中に入れて洗える大きさの機種を選定している。保守点検は、厨房設備全体を夏休み期間中に一斉点検を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の報酬307万7,000円の内訳はとの質疑では、会計年度任用職員2名の採用を予定しており、月曜から金曜までの週5日の勤務で、3月末までの採用を想定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

令和4年6月27日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る6月13日に、本会議において本委員会に付託されました議案第2号、旭市議会議員及

び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

選挙運動の公費負担については、国に倣って金額を上げなければならないのかとの質疑では、国は上限を定めているため、その範囲内であれば改定の必要はないが、合併以後、国の限度額に合わせて改正を行ってきた経緯があるとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

商業地の都市計画税について、令和4年度分を課税標準額の100分の2.5にするのは政策的にどのようなことなのかとの質疑では、土地の課税は地価公示価格の6割から7割を扶助としているが、それが低い場合、毎年5%ずつ課税標準額が上がるということで、税法上は決まっている。今回はコロナからの景気回復の万全を期すための改正で、令和4年度は商業地については半分の2.5%にするというものであるが、旭市においては既に6割から7割に上昇済みとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり、3議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和4年6月27日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

---

## ◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第2号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 議席番号7番、永井孝佳です。

議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、前提として、選挙費用の公費負担は候補者の機会均等のために必要だということとは理解しております。今回の改正案のうち、選挙運動用自動車の使用料、燃料代、選挙運動用ビラの作成代金の値上げについては問題ないと思っております。

私が反対するのは、ポスター代金の値上げについてです。ポスターの上限額があまりにも実勢価格と乖離していると思います。昨年7月の補欠選挙で業者に問い合わせたところ、支払い額は公費負担の上限と示されました。こちらの細かい情報を聞く前に、何枚作るのか、デザインはどうするのか、写真は誰が用意するのか、どの選挙に出るのか、何も聞かないのになぜ金額が出せるのでしょうか。さらに、ゼロ円で作れます、候補者からは一銭も頂きませんと言われました。

これはあまりにもずさんな会計だと思います。このような会社があるのかとびっくりしたのでネットで調べてみたら、同じように公費負担の上限を支払い額にしている会社がたくさんありました。選挙ポスターについては、これが常識になっているようです。

しかし、民間からは、厳しい目で見られています。住民監査請求が起きている自治体もあります。公費負担の原資は市民の税金で賄われていますので、効率的にコスト感覚を持って、無駄を省かないといけないと思います。自分自身に関わる経費はゆるゆるなのに、行政を厳しくチェックすることはできません。

6月10日の本会議、6月22日の総務常任委員会でも、明確な積算根拠の説明はありませんでした。3年に1回、国の基準に合わせて改正しているとのこと。そこで、実際に印刷相場が上がっているのか調べてみました。規格としては、屋外ポスター、耐候性インクで、

裏面のりづけのユポタック110、皆さんが使っているスリットが入って剥がすと貼れるタイプのポスターです。片面フルカラー200枚、この規格で5社で調べたところ、一番安くて1万8,860円、高くて5万5,450円でした。これは消費税送料込みです。

このほかに、デザイン料がかかりますと思いますが、デザイン料は上を見たら切りがないと思います。かけようと思えば幾らでも高くなります。こだわるのは自由なんですけれども、税金で賄う部分ですので、多く見積もっても30万円もあれば十分ではないでしょうか。実際に、去年の12月の選挙でも、16万9,480円でポスターを作っている候補者もいらっしゃいます。

以上のことから、現行の39万336円から値上げをする必要性を感じません。細かい見積りもなく、公費負担の上限を請求してくる業者がいる以上、算定根拠がない値上げに反対いたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 続いて、議案第3号から議案第5号までと議案第7号から議案第9号までの6議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第9号までの8議案について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第1号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなし認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを  
押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボ  
タンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり確定されました。

議案第8号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボ  
タンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

議案第 9 号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎日程第 3 常任委員長請願報告

○議長（木内欽市） 日程第 3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会において付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇)

○文教福祉常任委員長（宮内 保） それでは、文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る 6 月 13 日の本会議において本委員会に付託されました請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第 2 号、「国における 2023 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第 3 号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願の請願 3 件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6 月 21 日付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査の中で、請願第 1 号では、この請願は国庫負担の 3 分の 1 を減らされないためにも、毎年出し続けなければならないとの意見等がありました。請願第 2 号については、特に意見はなく、請願第 3 号では、過去の案件ではあるが、先人たちが自分たちの住環境を守ろうと必死に県の対応に対して抵抗してきたわけであり、引き続き解決に向け働きかけているもので、協力できることを尽力していきたいとの意見等がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、請願 3 件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和4年6月27日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号から請願第3号までの請願3件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

続いて、請願第3号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、請願第3号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その計画完全廃棄を求める意見書の提出について、3議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） それでは、議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について報告を申し上げます。

本日提案されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その計画完全廃棄を求める意見書の提出についての3発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和4年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月27日月曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。皆さんよろしく願いをいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎追加日程第1 発議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を上程いたします。

---

#### ◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号から発議第3号について、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇)

○文教福祉常任委員長（宮内 保） それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先であります、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2023年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不

登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

1. 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
  2. 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
  3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
  4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
  5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
  6. 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
  7. 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること
  8. GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のための財政措置を講じること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第3号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、

その計画完全廃棄を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その計画完全廃棄を求める意見書。

旧海上町（現旭市）においては、豊富な野菜の栽培地が広がる飯岡台地の谷津田に伸葉都市開発（現エコテック）が産業廃棄物最終処分場設置計画を進め、県は1998年6月8日に設置許可申請を受理し許可した。

町の環境と農業生産物の安全性を守ろうと旧海上町は設置の是非を問う住民投票（投票率87.3%、設置反対97.5%）を行い、町ぐるみで設置反対の運動を繰り広げてきた。県は一度設置計画を不許可にしたものの、エコテックの不服申請に、旧厚生省はこれを容認し、県も一転して、2001年3月1日に再度設置を許可した。

これに対し住民は、許可処分取り消しを求めて、県を提訴（行政訴訟2001年5月29日）、建設工事差し止めを求める仮処分申請（申請人438名）、エコテック産廃処分場建設操業差し止めを求める訴訟（民事訴訟原告100名）を行い、住民訴訟で工事は中断された。

民事訴訟では敗訴するものの、行政訴訟は1審、2審と勝訴し、最高裁で住民側の勝訴が確定し（2010年9月9日）その判例は現在、全国で産廃処理施設などの許可手続きの規範になっている。

さらに県は「エコテックが長期間にわたり暴力団の関係企業から複数の関係者を通じて間接的に融資を受けていた」として廃棄物処理法第14条の欠格要件である「暴力団員等がその事業活動を支配する者」に該当するとし、許可処分を取り消し不許可処分（2013年1月28日）とした。その後、エコテックはこれを不服として環境省に申し入れし、以来この状態が続いている。

計画地周辺の地下水を利用する松ケ谷区、岩井区はもとより旧海上町の住民は、計画が明らかになってから四半世紀という長い年月を不安と共にしている。この不安を解消し住民に安心を与えることは憲法第25条及び国民主権の日本においては行政の責務である。よって以下の項目について強く要望する。

1. 環境省は、エコテックの実態を調査し、本省の主要な役割の一つ「環境の保全・整備」の観点から、最高裁の判決に従い誠実にこれを履行し、産業廃棄物最終処分場設置計画を完全に廃棄すること。

2. 千葉県は、不許可の姿勢を貫くとともに、現地の点検・危険な箇所への対策、また、

計画地の所有権・名義人等の変更の有無を定期的に調べること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、環境大臣、千葉県知事宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

---

### ◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を順次議題といたします。

発議第1号から発議第3号までについて、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

向後悦世議員。

○17番（向後悦世） この発議第3号ですが、ちょっとお尋ねしますが、飯岡台地の谷津田にエコテックが産業廃棄物最終処分場の建設を進めとありますが、これは本当に飯岡台地の一角なんのでしょうか、確認いたします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 暫時休憩いたします。

10分間休憩いたします。11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

向後悦世議員の質疑に対し、答弁を求めます。

宮内保議員。

○文教福祉常任委員長（宮内 保） それでは、向後悦世議員から、飯岡台地ということがちょっと違うんじゃないかというようなことでありましたけれども、向後悦世議員、海上地区にはなるんですけれども、総称してあの辺一帯を飯岡台地と言うようです。ですから、その

辺ご理解していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 向後悦世議員。

○17番（向後悦世） 実はこれ、17年前に合併特例期間中に、同じような文章で請願が提出されました。私が当時文教委員だったもので、確認いたしましたら、その説明には、海上台地のほうまで飯岡石があると。後日、そう延ばさず説明いたしますと、そういう回答がありました。ただ、17年たっても一度も回答はありませんでした。そして、自分は豊富な野菜の栽培地が広がると、これ風評被害や何かあっても当時はしょうがないと。一生懸命主張はして、誤解を招かないように活動してきました。17年間ずっとそういったようなつもりで、自分は活動しております。

これ、この文章だと誤解を招くし、ぜひ訂正していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） この件に関しましては、後日もう一度精査してご回答申し上げます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 質疑ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） はい、どうぞ。

○4番（戸村ひとみ） それでは、発議第3号に対して質疑をさせていただきます。

私、この請願には、この発議文書の中にもございますように、この不安を解消し、住民に安心を与えることは、憲法第25条及び国民主権の日本においては行政の責務であるということで、これを強く要望するという請願で、本当に心から賛成しまして、それで1点質疑をしたいんですけれども、宛てが環境大臣と千葉県知事になっております。千葉県知事には、ぜひとも郵送とかではなく、直接議会として渡していただきたいと思うわけです。

やはり、県民の生活と命を守るといのはもう知事の責務でございますので、ぜひとも旭市議会として、こういう請願を採択しましたのでということで、意見書を市議会としてまとめたわけですから、ぜひとも議長並びに副議長で直接提出していただきたい。市民の生活を守るためにですね。それに関していかがでしょう。提出の仕方です。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 後日検討してご回答申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） もう1点よろしいですか。

もう1点といいいましようか、この宛てのことなんですけれども、もちろん議会として請願採択して、意見書として議長、副議長で提出していただきたいというのと、もう一つ、私、自分の一般質問でも述べましたように、市長の役割ということで、市民の利益を守る、これ、ここに、ちょっとしつこく読み上げますけれども、「この不安を解消し住民に安心を与えることは憲法第25条及び国民主権の日本においては行政の責務である。」と。

ですので、市長にも市民利益を守るために、ぜひとも議会と一緒に知事に、知事新しく代わられましたので、市長のほうからもまた同じような意向というんですか、それをお伝えいただくようなことはできるものでしょうか。お答えお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

あくまでも議会の発議案でございますので、議長名でということで、市長の名前は出せません。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。では、委員長に質疑いたします。

そういった私の要望といいいましようか、恐らく皆さんそう思われているんだと思うんですけれども、市長のほうに要望をしていただくことはできますでしょうか。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

宮内保議員。

○文教福祉常任委員長（宮内 保） 今議長が言われたとおりなんですけれども、なるべく議員の意見でございますので、私からもなるべく、市長、ぜひその辺を考慮していただけたらと思いますので、どうかその辺よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） ほかにございませんか。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 討論ではないんですけども、この意見書は、私どうしても今回議決して出していただきたいという、あります。この向後議員から話があったところに、飯岡台地という特定の名前をつけてありますけれども、これが台地の部分ということであれば、この飯岡を除いても意味は十分に通じると思うんです。向後議員がもしそれでよければ、そういう形でもって修正したらいかがかということをご提案したいと思います。

○議長（木内欽市） 後日、また今のを参考にして案を練っていただきたいと思います。

○20番（松木源太郎） 本会議でもってやって、本会議でこの場でもって、向後議員がそれで結構だということがご答弁があれば、ここでもって修正ということが出来るわけですから、そのようにお取り計らいいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） ただいま松木議員のご意見がございました。

向後議員、これでよろしいでしょうか。

向後議員。

○17番（向後悦世） 私は誤解を招かないように飯岡台地を削減していただければ、旭の台地でも何か、皆さんがなるたけあそこの場所なんだなというのが把握できるように変えていただければ、それで異議はありません。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○文教福祉常任委員長（宮内 保） それでは、今、向後議員がおっしゃられたとおり、松木議員もおっしゃられたように、旭の台地というような形で修正、変更したいと思いますので、その辺、議長、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 確認です。旭と入れないで、ただ台地ということです。それでよろしいですか。

確認します。「豊富な野菜の栽培地が広がる飯岡台地の」、ここを直して、この飯岡を取って、単なる「台地の谷津田に」ということで意見が通じるということですので、そういうことです。よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） すみません、ちょっとお伺いしたいんですけども、今回、発議第3号で出ているこの文書をそのように訂正すると、もう一度これを訂正した文書を本会議場に出さなきゃいけないんじゃないんでしょうか。ここで納得というわけにはいかないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員のご意見に、ご回答をお願いします。

議案の修正ということで議会運営委員会、再度お願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 零時 7 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第3号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その計画完全廃棄を求める意見書の提出について、発議案のまま提出することに決しました。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は終わりました。

向後悦世議員。

○17番（向後悦世） 先ほど、本会議で、議長は訂正して議員の皆さんに報告するとの回答でありましたが、このまま発議案として進めるということですが、このエコテックの位置、これは飯岡台地の谷津田の一角にあると。これは大きな間違い、誤解を招きます。また、そういう部分で議長は検討すると。

旭市は、農業産出額も県下1位であります。その農業がいろんな風評被害が出たら大変でございます。私は、農業者の一人として、自分も農業が大好きで取り組んでおる中であります。これはやっぱり旭市としても、旭市がどのような発展をするか。大きな鍵を握っていると思いますので、17年間私に回答するといった回答もないまま、そしてやっぱり前向きに取り組んでいる姿勢も私はあまり感じられませんでした。

（「議事進行」の声あり）

○17番（向後悦世） そして、それを……

(発言する人あり)

○17番(向後悦世) だから今後やっぱり、市が一丸となって、どういう経緯で飯岡台地を使ったのかしっかりと説明をしていただきたいと思います。

(「議事進行」の声あり)

○議長(木内欽市) しばらくお待ちください。今、発言の途中ですから。

(発言する人あり)

○17番(向後悦世) だから、飯岡台地を使った経緯について説明を求めたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

○議長(木内欽市) 今お答えがございましたが、議会運営委員会にはかつて、今お答えしたとおりでございます。私が個人的な意見を言う場ではございません。ご理解ください。

戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) すみません、議長が今おっしゃったとおりでよろしいと思うんですけども、本会議場での発議ということに対してのこの意見書の取扱いについて、議員のほうからのいろいろ質疑やら意見やらございましたんですけども、もう賛成されている議員なので、その前の段階でのところに戻っちゃう形になるので、そのあたりをちょっと私議事進行として議長に申し上げたかったので、ちょっと議事進行出しました。

ただ、議長がおっしゃったとおりでよろしいかと思います。すみません、ありがとうございます。

○議長(木内欽市) 一事不再議の原則に反しますので、以上のことでご理解願います。

続きまして討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号について採決いたします。

発議第3号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その計画完全廃棄を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 事務報告

○議長(木内欽市) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 小倉直志 登壇)

○総務課長(小倉直志) それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、金100万円を菅谷巖様より、4月7日受納いたしました。

一つ、グランドピアノ1台を平山洋一様より、4月15日受納いたしました。

一つ、飲料5,760本を大塚製薬株式会社首都圏第一支店様より、5月18日受納いたしました。

一つ、豚肉276.25キログラムを旭市養豚推進協議会様より、5月19日受納いたしました。

一つ、給食配膳台3台を鈴木建設株式会社様より、6月13日受納いたしました。

一つ、豚肉343.4キログラムを有限会社P i g F e r t i l i z e松ヶ谷様より、6月21日受納をいたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

---

#### ◎日程第6 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和4年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時16分